

第七十四号議案

江戸川区議会議員選挙及び江戸川区長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年九月二十日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区議会議員選挙及び江戸川区長選挙における選挙運動の公費負担に  
関する条例の一部を改正する条例

江戸川区議会議員選挙及び江戸川区長選挙における選挙運動の公費負担に  
関する条例（平成六年十月江戸川区条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「区長選挙の場合に限る。」を削る。

第五条中「（区長選挙の場合に限る。）」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年三月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の江戸川区議会議員選挙及び江戸川区長選挙における  
選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日  
を告示される江戸川区議会議員選挙について適用し、この条例の施行の日の前  
日までにその期日を告示された江戸川区議会議員選挙については、なお従前の  
例による。

(説明)

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の改正に伴い、江戸川区議会議員選挙において、候補者が選挙運動のために使用するビラの作成費用について、公費負担の対象として条例で規定する必要があるもので、本案を提出いたします。